

問 生活必需品の確保、避難者への提供について

答 避難所の食料については、防災センターと日吉支所に配備・管理している乾パン、アルファ米、飲料水、缶詰を配布することとしている。また、生活必需物資については、防災センター、日吉支所および各公民館に配備している毛布、日用品セット、簡易トイレ、おむつなどを配布する。避難が長期にわたると予想される場合には、町と供給協定を締結している緊急物資保有者から「米穀」「寝具」「衣料」「炊事用具」「日用品類」を調達し、各避難所に配分するところも、炊出しの給食を実施することとしている。

さらに、災害の程度が甚大で広範囲に及ぶ場合には、県を通じて応急用米穀を国に支援要請することになっている。また、自主防災組織を中心とした住民相互の助け合いによつて、井戸水等の飲料水確保、備蓄米の活用や炊出し等の活動をお願いしている。また、自主防災組織を中心とした住民相互の助け合いによつて、井戸水等の飲料水確保、備蓄米の活用や炊出し等の活動をお願いしている。また、自主防災組織を中心とした住民相互の助け合いによつて、井戸水等の飲料水確保、備蓄米の活用や炊出し等の活動をお願いしている。

◆山崎 保議員

【空き家対策と公有財産の管理について】

答 現在、地方創生事業により町内全域を対象とした空き家の実態を調査しており、老朽化し倒壊等の危険性が予測される空き家、あるいはすでに倒壊しかけている危険空き家等の実態を把握できることと考えている。これらの空き家を対象とした「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年5月26日に施行され、問題のある空き家は「特定空家」として、除却、修繕、立木竹の伐採など

の助言、指導、勧告等ができることがなった。したがつて、調査結果を踏まえ、まずは空き家等対策計画を策定し、計画に沿つた空き家対策に取り組みたい。

問 物件の状況をどう把握し、今後どのように取り組むのか。

答 現在、本町において、特定の行政目的に供されない普通財産の主要な建築物は13施設となつていて、これらは、行政目的のために供されない財産であるので、そのうち7施設については貸し付けの用に供しており、財産収入として賃貸料を得ている。

また、処分可能な町有地および施設については積極的に処分し、土地の有効活用および財源確保に努めてきた。今後も条件整備を行い、不用地につながった町有地の処分に努める所存である。

今後の管理については、公共施設を最適な状態で運営、維持する管理手法であるファシリティマネジメントの考え方を導入し、戦略的な施設経営を推進するため、「公共施設等総合管理計画」を策定し、この計画に沿つて適正な管理に努めたい。

今後は、長期的な視点をもつて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要である。現在、インフラ長寿命化計画・個別施設ごとの長寿命化計画を策定中であり、今後の施設活用に活かしていきたい。

◆井上 博議員

【当町の小中学校の新聞の取り扱いについて】

答 小学校において小学生ジュニア新聞4校、毎日小学生新聞を2校が購読している。中学校では、広見中学校が中学校保健ニュースを保健室で、日吉中学校では愛媛新聞を図書室で閲覧できるようにしている。

問 各学校の状況および新聞名について

答 小学校において小学生ジュニア新聞4校、毎日小学生新聞を2校が購読している。中学校では、広見中学校が中学校保健ニュースを保健室で、日吉中学校では愛媛新聞を図書室で閲覧できるようにしている。

問 教育委員長の今後の考え方、また生徒にはどのように指導しているのか。

答 小学5年生教科書で「新聞を読もう」という題材をもとに、記事の切り抜き作業をして、学級で話し合う時間を設けている。

中学校においては、国語科の指導において、「コラム」の複写、記事の切り抜き作業をして、学級で話し合う時間を設けている。

小学5年生教科書で「新聞を読もう」という題材をもとに、記事の切り抜き作業をして、学級で話し合う時間を設けている。

中学校においては、国語科の指導において、「コラム」の複写、記事の切り抜き作業をして、学級で話し合う時間を設けている。

中学校においては、国語科の指導において、「コラム」の複写、記事の切り抜き作業をして、学級で話し合う時間を設けている。

中学校においては、国語科の指導において、「コラム」の複写、記事の切り抜き作業をして、学級で話し合う時間を設けている。

中学校においては、国語科の指導において、「コラム」の複写、記事の切り抜き作業をして、学級で話し合う時間を設けている。

中学校においては、国語科の指導において、「コラム」の複写、記事の切り抜き作業をして、学級で話し合う時間を設けている。

問 行政側から指導はしたのか。

答 7月12日に実施した鬼北町防災訓練は、鬼北町自主防災組織等連絡協議会において作成した統一的な訓練要綱に基づき実施したものである。統一的な訓練の目的・内容としては、

「自分の身を守る」「火を消す」「家族の安否確認を行う」などの安全行動訓練・非常持出し品を持つ一時避難場所へ避難する避難訓練、避難者名簿の作成や安否確認を行う情報収集訓練、情報伝達要員が地元の消防団へ避難者情報を伝達する訓練、意見を聞く活動とし、統一訓練に取り組んだところである。

また、自主防災組織ごとの独自訓練では、消火器や消火栓の使用方法などを体験する初期消火訓練、炊き出し訓練、AEDを活用した心肺蘇生法訓練、マップで危険箇所、避難ルートを確認する図上訓練などについて、実施できる自主防災組織が訓練を行つた。

問 自主防災会の結成率について

答 現在の結成率は、99・2%で2地区39世帯が未結成となつていて、お、未結成の2地区については、すでに代表者と自主防災組織を結成することについて協議済みであり、今年度中に結成率が100%になる見込みである。

問 防災士は何人いるのか。

答 現在、鬼北町が把握している防災士は84人となつていて、28年度までの3年間で1,300人の防災士を養成している。これを受けて、鬼北町でも養成講座への積極的な参加を呼び掛けているところであり、参加経費に対し、自主防災組織の経費から支出することと定している。今年度は27名の参加を予